

第100回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

事業報告の「会社の現況」のうち  
「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び  
当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「株主資本等変動計算書」

計算書類の「個別注記表」

監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告」、  
「計算書類に係る会計監査人の会計監査報告」、「監査等委員会の  
監査報告」

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社ジャノメ

## 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築のため、2006年5月9日開催の取締役会において「内部統制システム基本方針」を定め、適宜、見直しを実施しております。また、当社は、この基本方針に沿って構築した内部統制システムを運用するとともに、運用状況をモニタリングしております。

当事業年度末日現在の本体制に関する概要及び当期の運用状況は、次のとおりであります。

当社及び当社グループは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正性、報告の信頼性を確保するとともに、関係法令、定款等を順守する経営をより強固なものとしてまいります。

そのため、本方針を定め、以下の内部統制に向けた管理体制を運用してまいります。

### ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

イ) 全ての役職員が「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指し、常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会・文化の向上に貢献する」という企業理念のもと、「ジャノメグループ行動憲章」を定め、あらゆる法令・社会的規範を厳格に順守し、公正・透明な企業活動を展開してまいります。

ロ) 指名・報酬等諮問委員会を設置し、取締役等の指名、報酬等に関する重要事項を審議し、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保いたします。

ハ) サステナビリティ推進委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、内部通報委員会、P L（製造物責任）委員会、個人情報管理委員会等を設置し、社外からのメンバーを加え迅速かつ効率的な運営を行い、定期的に取り締役会・常務会に報告いたします。なお、重大案件につきましては、適宜、取締役会・監査等委員会に報告いたします。

#### ・サステナビリティ推進委員会

代表取締役を委員長、社外取締役を議長に、各部門の本部長で構成し、サステナビリティに係る重要事項の審議及び課題・目標ならびに施策の決定とその実践の評価・推進等を行います。

#### ・リスク管理委員会

取締役を委員長に、部長職以上で構成し、リスク管理計画の企画、立案ならびにリスク調査を行い、対策等について審議いたします。

#### ・コンプライアンス委員会

取締役を委員長に、取締役、執行役員で構成し、コンプライアンスに関する重要案件を審議いたします。

- ・内部通報委員会  
取締役を委員長に、社外弁護士を含む委員で構成し、内部通報を受けた場合は、速やかに審議を行い、社内規定に基づいて厳格に対処いたします。
  - ・P L委員会  
取締役を委員長に、関連部門の責任者で構成し、製品に関する安全性等について毎月審議いたします。
  - ・個人情報管理委員会  
取締役を委員長に、社内横断的メンバーで構成し、社内規定に基づき、個人情報保護計画を策定するとともに、監査、社内研修等を実施いたします。万一、個人情報の漏洩あるいはそのおそれが生じた場合は、速やかに厳正なる対応を行います。
- 二) グループ全体の経営をより適正に推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的開催し、グループ各社の業務執行に関する報告、情報交換を行い、コンプライアンス経営についての意思統一を図ります。また、海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、重要情報の報告と共有化を通じて業務の適正化を図ります。なお、重要な事象が発生した場合には、ジャノメ関係会社管理規定に基づき、速やかに当社へ報告を行うことといたします。
- ホ) 内部監査室は、当社グループの内部統制、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況確認・監査を行っており、内部統制状況等を定期的に取り締役会・監査等委員会に報告いたします。
- ハ) 当社グループは、役職員等が法令等違反行為について直接通報を行うことができる体制を整備しております。本体制を社内規定等に基づき適切に運用し、通報があった場合は必要な措置を講じてまいります。

(当該体制の運用状況)

当期においては、指名・報酬等諮問委員会は9回開催し、取締役・執行役員等の選定及び報酬等に関する重要事項を協議し、取締役会に答申いたしました。

サステナビリティ推進委員会は4回開催し、ESG経営をグループ全体で横断的に協議し、SDGsなど社会的課題への取り組みを推進しています。

リスク管理委員会は3回開催し、当社及びグループ各社のリスク評価を行い、その管理、低減に努め、また、気候変動リスクについても評価し、サステナビリティ推進委員会と情報共有し連携いたしました。

コンプライアンス委員会は2回開催し、法令・社内規定等の順守状況を審議し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題とその対応策について協議し、確認いたしました。

内部通報委員会は、通報窓口からの報告を受けた後、遅滞なく、その通報内容に関する事実関係について、調査する必要性の有無の判断や、是正措置等の検討を行っておりますが、当期は

内部通報委員会での審議を要する内部通報はありませんでした。

PL委員会は12回開催し、当社が販売する商品・サービスについて、その不具合・欠陥に関する情報を収集・分析し、その原因を追究するとともに品質管理に努めました。

個人情報管理委員会は4回開催し、会社を取り扱う全ての個人情報について、その適切な保護、管理体制の構築ならびに維持、管理状況の検証・監査を行いました。また、従業員に対する教育・啓発として社内研修を1回開催いたしました。

グループ社長会は4回、グループ各社出席の国際品質会議1回、生産国際会議1回、家庭用機器国際販売子会社会議1回を開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

## ②取締役の職務執行の効率性の確保

- イ) 取締役会（原則月1回開催）において、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行います。
  - ロ) 取締役会の下に、常務会（原則月2回開催）を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定いたします。
  - ハ) 執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議（毎月開催）において、各部門における諸課題について、十分な検討・協議等を行います。
- 二) グループ各社の自主性と独立性を確保する中で、グループ経営計画を策定し、事業年度ごとにグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めグローバルな視点から効率的な経営を行います。

(当該体制の運用状況)

取締役会は、取締役の職務執行の適法性、適正性及び効率性を確保するため、社外取締役が全てに出席する中、18回開催いたしました。また、常務会は23回、経営戦略会議は17回開催いたしました。

## ③損失の危険の管理

- イ) グループリスク管理規定に基づき、グループ全体のリスク管理を行います。また、定期的なリスクに関する事項についてリスク管理委員会で報告・審議を行います。
- ロ) 社内稟議規定に定める稟議決裁手続きにより、代表取締役社長または担当役員の決裁を得たうえで、業務を執行いたします。
- ハ) 与信管理規定、資産及び負債に関するリスク管理規定等に基づき、取引先等に対する厳格な与信管理・リスク管理を実施し、重要事項は適宜常務会に報告いたします。

(当該体制の運用状況)

リスク管理委員会において、各部署及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施

して全社的な情報共有に努めました。災害、新型インフルエンザ等の発生に備え、災害対策規定に基づき、安否確認システムを利用した従業員の安否確認訓練を1回実施するなど、従業員に対する災害への意識向上に努めました。

④監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置くことといたします。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないことといたします。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会事務局は、監査等委員会の招集事務、議事録作成その他運営に関する事務などの職務を補助しております。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

イ) 当該使用人が職務を兼任する場合、兼任職務内容については監査等委員会の同意を要するものといたします。

ロ) 当該使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものといたします。

ハ) 当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものといたします。

(当該体制の運用状況)

当該使用人は職務を兼任しておりますが、その内容については監査等委員会の同意を得ております。また、当該使用人による監査等委員会の職務補助は適正に行われており、独立性及び指示の実効性が確保されております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 監査等委員につきましても、当社と利害関係を持たない独立社外取締役を2名以上指定し、監査等委員会（原則月1回開催）等を通じて、厳正な監査を行います。

ロ) 常勤監査等委員は、常務会等重要な会議に出席し、適宜、必要な意見を述べるとともに、その内容を監査等委員会に報告しています。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）より説明、報告を求め、業務が適正に執行されていることを監査いたします。取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務及び財産等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行います。

- ハ) 監査等委員会は、内部監査室、経理部、管理部門等と緊密な連携を保つため、定期的に報告会を開催し、意見交換する等、監査が実効的に行われる体制を確保するとともに、役職員は、監査等委員会の求めに応じて、詳細な報告を行います。また、法令等の違反行為等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、監査等委員会に対して報告を行います。
- 二) 監査等委員会への情報提供を理由とした使用人等に対する不利益な処遇を行うことを禁止いたします。
- ホ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査等委員会の求めに応じた予算を計上いたします。また、監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした場合、職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、その費用を負担いたします。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会は19回開催し、監査計画に基づき厳正な監査を行いました。また、監査等委員は全ての取締役会に出席し、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は内部監査室、経理部等から定期的な報告を受け、意見交換や情報提供を行うなど監査の実効性、効率性を確保しております。また、会計監査人から監査計画・監査結果などの定期報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど、会計監査人との有効なコミュニケーション（13回）をとり、監査の実効性を高めました。

監査等委員の職務の執行に必要な費用については、監査等委員の請求に従い迅速に処理いたしました。

⑦報告の信頼性の確保

- イ) 財務会計に関する社内規定に基づき、各部門長の自律的かつ厳正な管理の徹底を基本としつつ、統制機能の有効性、資産評価の適正性、報告の信頼性等を確認するため、定期的に、取締役会及び監査等委員会に報告いたします。
- ロ) 重要と思われる事案につきましては、会計監査人に相談、報告を行い、適正かつ適切な処理を行います。
- ハ) 金融商品取引法の定めによる財務報告に係る内部統制について、内部監査室が実施する内部統制監査により、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性の向上を図ります。
- 二) 決算説明会を含むIR活動ならびにウェブサイト等を通じた情報提供により経営の透明性を確保いたします。
- ホ) 決算発表ならびに株主総会の早期化を実施するとともに、四半期決算情報の開示を行うなど、迅速・的確な情報開示を行います。

(当該体制の運用状況)

金融商品取引法に基づく内部統制において、リスクの認識及び統制活動が正しく行われていることを書面監査及び実地監査により確認いたしました。

決算説明資料を当社ウェブサイトに掲載するとともに、機関投資家及び一般株主からの問い合わせに対し適宜対応いたしました。

#### ⑧取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書、会計帳簿、税務署その他の行政機関ならびに証券取引所に提出した書類の写し等、職務執行に関する文書（電磁的記録を含みます。）については、関係法令及び社内規定に基づき適正に保存・管理いたします。

(当該体制の運用状況)

上記文書等については、セキュリティが確保された場所で適正に保管いたしました。

#### ⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切関係を持たず、組織的に毅然と対応いたします。総務部を担当部署とし、反社会的勢力について情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関等との連携強化に努め、各種研修への積極的な参加等により社内啓発活動に努めます。反社会的勢力による接触、不当要求、または妨害行為が発生した場合は、速やかに警察、顧問弁護士等と協議のうえ組織的に法的な対応を行ってまいります。

(当該体制の運用状況)

当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び八王子地区特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、各種研修会等に参加し情報の共有・交換を行いました。

### 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定の者による当社株式の大量買付について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、かかる大量買付を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しまたは対象会社の取締役会が代替

案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、家庭用ミシンのリーディングカンパニーとして、高品質・高付加価値の製品開発を追求し続けることで、「品質のジャノメ」として世界のお客様に高い評価をいただいております。当社の企業価値の源泉は、そのような高品質・高付加価値の製品開発を実現するためのモノづくり文化を支える確かな技術力と人財、そして長年のお客様との信頼関係により築き上げたブランドとグローバルネットワークにあると考えております。当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行うものは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	11,372	0	13,219	△195	24,396
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△814		△814
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			590		590
自 己 株 式 の 取 得				△1,406	△1,406
土地再評価差額金の取崩			480		480
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	256	△1,406	△1,149
当 期 末 残 高	11,372	0	13,475	△1,602	23,247

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	81	6,290	3,432	358	10,163	882	35,442
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△814
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							590
自 己 株 式 の 取 得							△1,406
土地再評価差額金の取崩							480
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	42	△562	1,752	7	1,238	101	1,340
連結会計年度中の変動額合計	42	△562	1,752	7	1,238	101	190
当 期 末 残 高	123	5,727	5,184	365	11,402	983	35,632

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

ジャノメ台湾(株)、ジャノメタイランド(株)、ジャノメアメリカ(株)、ジャノメカナダ(株)、ジャノメUK(株)、ジャノメヨーロッパ(株)、エルナスイス(株)、ジャノメオーストラリア(株)、ジャノメブラジル(有)、ジャノメラテンアメリカ(有)、ジャノメダイカスト(株)、(株)ジャノメクレディア、(株)ジャノメサービス

非連結子会社の名称等

エルナドイツ(有)、エルナフランス(有)、ジャノメメキシコ(有)、JIE上海(有)、JIE台湾(株)、JIE India(有)、(株)アートテック

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 連結子会社の決算日等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

#### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却以外のもの 却原価は主として移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

#### ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ④収益及び費用の計上基準

当社グループは主に家庭用機器事業は家庭用ミシンの製造販売、産業機器事業はロボット及びサーボプレスの製造販売、IT関連事業はITソフトウェア(請負業務・準委任契約)、情報処理サービス等を行っております。

家庭用機器事業及び産業機器事業については、商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、リベートなど対

価の変動を含む取引契約については、その不確実性が解消される際に重大な売上収益の戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、過去の実績等に基づく最頻値法を用いて当該変動価格を見積り、取引価格を決定しております。

IT関連事業におけるITソフトウェアについては、契約形態に応じて以下のとおり収益を認識しております。請負契約では、顧客仕様に基づくソフトウェア（システム）の設計・開発および完成した成果物を引き渡す履行義務を負っております。契約上の履行義務の充足期間が短期のものは、顧客による検収時点で収益を認識しており、それ以外については、履行義務が一定期間にわたり充足されると判断し、進捗度に応じて収益を認識する方法を適用しております。進捗度は、当該契約に係る総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております（原価比例法）。準委任契約では、主な履行義務は、システム開発・保守・運用等に関する役務提供であり、収益は、契約期間の経過に応じて認識しております。また、情報処理サービスについては、顧客から業務受託したOCR処理単位等で、顧客が成果物を検収した時点でデータ取扱い件数などの出来高と契約単価を基に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

#### ⑤重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

#### ⑥退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

ジャノメダイカスト株式会社に係る固定資産の減損の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円 有形固定資産 1,667百万円 無形固定資産 8百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### ①算出方法

当社グループは、ジャノメダイカスト株式会社について、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断しております。当該資産グループについて減損損失の認識の要否を検討した結果、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会にて承認された翌年度の予算を基礎とした事業計画及び、当該計画期間を超える期間についての将来予測を基に見積っております。

### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、以下のとおりであります。

#### ・販売価格

過去の実績データを基礎とし、原材料価格やエネルギーコストの上昇等の物価動向を踏まえた販売価格の是正を織り込んでおります。

#### ・売上成長率

主要納入先である産業用ロボット市場、精密機器市場及び自動車市場（特にEV関連）についての市場動向を反映しております。また、事業計画期間を超える期間については成長率を0%として見積っております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売価格や売上成長率は、市場環境の変化や主要顧客の需要動向の影響を受けるため不確実性を伴います。これらの仮定に見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積額が減少し、翌年度以降において減損損失の認識が必要となる可能性があります。特に、産業用ロボット市場、精密機器市場又はEV関連市場の成長が想定を下回った場合や、価格は正が計画どおり進まない場合には、当該影響が重要となる可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,708百万円
土地	8,299百万円
計	11,007百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	2,419百万円
計	2,419百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,343百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
△867百万円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	18,108千株	－千株	－千株	18,108千株
合計	18,108千株	－千株	－千株	18,108千株
自己株式				
普通株式	236千株	1,078千株	－千株	1,314千株
合計	236千株	1,078千株	－千株	1,314千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、(株)日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度末236,100株)が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,078,602株は、単元未満株式の買取り請求による増加2株、取締役会決議による自己株式取得による増加1,078,600株であります。

##### (2) 配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	452百万円	25円	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	362百万円	20円	2025年9月30日	2025年12月1日

- (注) 1. 2025年6月20日決議による配当金の総額には、(株)日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
2. 2025年11月14日取締役会の決議による配当金の総額には、(株)日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	596百万円	35円	2026年3月31日	2026年6月22日

- (注) 2026年6月19日決議による配当金の総額には、(株)日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時	価	差	額
①投資有価証券					
その他有価証券(*3)	311百万円		311百万円		－百万円
資産計	311		311		－

(\*1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(\*2)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は250百万円であります。

(\*3)市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額1,728百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	311	—	—	311
資産計	311	—	—	311
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### ①投資有価証券 その他有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### ②デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社グループの主たる地域別の収益の分解と主たる製品及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	家庭用機器	産業機器	IT関連	計		
地域別						
日本	3,438	3,413	2,896	9,748	—	9,748
北米	11,602	318	—	11,920	—	11,920
欧州	8,827	326	—	9,154	—	9,154
その他	5,919	2,097	—	8,016	—	8,016
顧客との契約から生じる収益	29,787	6,155	2,896	38,839	—	38,839
その他の収益	—	—	—	—	128	128
合計	29,787	6,155	2,896	38,839	128	38,968

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸を含んでおります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	7,006	8,163
契約負債		
前受金	186	286

② 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,063円20銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円39銭

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	利益剰余金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
		利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金	益 金 計		
当 期 首 残 高	11,372	344	7,472	7,816	△195	18,993		
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		81	△896	△814		△814		
当 期 純 利 益			329	329		329		
自 己 株 式 の 取 得					△1,406	△1,406		
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			480	480		480		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	81	△86	△5	△1,406	△1,411		
当 期 末 残 高	11,372	425	7,385	7,811	△1,602	17,582		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 差 額	換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	76	6,290	6,367	25,360	
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△814	
当 期 純 利 益				329	
自 己 株 式 の 取 得				△1,406	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				480	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	33	△562	△529	△529	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	33	△562	△529	△1,941	
当 期 末 残 高	109	5,727	5,837	23,419	

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）  
のもの

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

#### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

#### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③役員賞与引当金

役員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は主に家庭用機器事業は家庭用ミシンの製造販売、産業機器事業はロボット及びサーボプレスの製造販売を行っております。

家庭用機器事業及び産業機器事業については、商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、リベートなど対価の変動を含む取引契約については、その不確実性が解消される際に重大な売上収益の戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、過去の実績等に基づく最頻値法を用いて当該変動価格を見積り、取引価格を決定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

ジャノメダイカスト株式会社向け賃貸用資産（土地及び建物）の減損の要否

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

賃貸用資産の帳簿価額は土地606百万円、建物及び構築物825百万円であり、当事業年度において減損損失は計上しておりません。

### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、ジャノメダイカスト株式会社に土地及び建物を賃貸しております。同社は継続して営業損失を計上していることから、当該賃貸用資産について減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、「2. 会計上の見積りに関する注記(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載の通りです。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物	2,246百万円
構築物	41百万円
土地	8,276百万円
計	10,564百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	2,320百万円
計	2,320百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,693百万円

### (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	3,551百万円
②短期金銭債務	2,696百万円

### (4) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2000年3月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△867百万円

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

①売上高	10,888百万円
②仕入高	16,120百万円
③営業取引以外の取引高	576百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	236千株	1,078千株	－千株	1,314千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、(株)日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度末236,100株)が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,078,602株は、単元未満株式の買取り請求による増加2株、取締役会決議による自己株式取得による増加1,078,600株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	102百万円
退職給付引当金	646百万円
繰越欠損金	112百万円
その他	340百万円
繰延税金資産小計	1,201百万円
評価性引当額	△297百万円
繰延税金資産合計	904百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△37百万円
繰延税金負債合計	△37百万円
繰延税金資産の純額	866百万円

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)第80-26項の定めに従って注記を省略しています。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報は収益認識会計基準第80-26項の定めに従って注記を省略しています。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,394円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	18円61銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ジャノメ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 力夫  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャノメの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャノメ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ジャノメ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 力夫  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャノメの2025年4月1日から2026年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容

の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、監査計画に基づき往査を実施いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。  
事業報告に記載されている会社法施行規則118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社ジャノメ	監査等委員会	
常勤監査等委員	先槻 光弘	㊟
監査等委員	嶋田 両児	㊟
監査等委員	住田 守	㊟
監査等委員	倉橋 希美	㊟

(注) 監査等委員嶋田両児、住田守及び倉橋希美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上